

165) 英国 Right of Abode

英国の Right of Abode（居住権）とは、英国籍者は自動的に、英連邦国籍者の条件を満たす一部の人が保有する英国の入国・居住・就労権

- * 英国への入国・滞在・就労にビザ・ETA不要
- * 英国籍者は手続き不要
- * 英連邦国籍者はCertificate of entitlementが必要
- * 両親のどちらかが英国出生・英国籍・1982年12月31日以降継続して英連邦国籍
- * 1983年1月1日以前から英連邦国籍者と婚姻関係等



165) 英国 Right of Abode

2026年3月5日付け英国ジャーニーの記事

英国入国時の電子渡航認証...85ヵ国に義務化

■ 英政府は2月25日から、米国やオーストラリアなど85ヵ国の市民を対象に、新たな電子渡航認証（ETA）制度の本格導入を開始した。日本国籍者については昨年1月より、取得が既に義務けられているが、これまでビザなしで渡航できた多くの旅行者も、今後は事前にデジタル許可を取得する必要がある。各メディアが報じた。

今回の義務化について政府は、入国管理の迅速化と安全性向上を狙いとしている。ETAは最長6ヵ月の滞在が可能で、有効期間は2年間またはパスポートの有効期限まで。観光や商用、短期留学などに利用でき、複数回の渡航も認められる。申請費用は16ポンド（将来的に20ポンドへ引き上げ予定）で、専用アプリからパスポート情報や顔写真を提出する。通常は数分で結果が通知されるが、政府は出発の少なくとも3営業日前までの申請を推奨している。航空会社などは、政府のシステムを通じて搭乗前にETAの有無を確認する。認証はパスポートにデジタル連携され、紙の提示は不要だ。ただし、ETAは入国を保証するものではなく、入国審査で拒否される可能性もある。

165) 英国 Right of Abode

2026年3月5日付け英国ジャーニーの記事

一方、英国と他国の二重国籍者はETAを取得できず、英国パスポートか「資格証明書 (Certificate of Entitlement)」の提示が必要となる。これらは自動発行されず、取得には数週間と費用（英国パスポート約100ポンド、資格証明書589ポンド）がかかるため、準備が間に合わないとの声も出ている。同様の制度はカナダや米国でも導入済みだが、費用は国によって異なる。英国の新制度は、渡航者に新たな対応を迫ることになりそうだ。 By週刊ジャーニー (Japan Journals Ltd London)

上記の記述は不正確。正しくは、以下の通り。

一方、英国・アイルランド国籍者と英連邦国籍者の条件を満たす一部の人、及び英国の6ヵ月以上の長期滞在ビザ保有者はETAの対象外で不要で、英国・アイルランドのパスポートか、eVisa 又は資格証明書 (Certificate of Entitlement) の提示が必要。



<https://www.gov.uk/right-of-abode>